

発議第1号

令和3年2月24日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山幸千子

木津川市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び木津川市議会会議規則第14条
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

市長ら常勤特別職の期末手当算出方法の特別扱いをあらため、京都府内の
他市と同様の算出方法にする。財政削減により他への有効活用ができるため。

木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（発議第1号）

木津川市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第4条（略） （手当）	第1条～第4条（略） （手当）
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。
（1）（略）	（1）（略）
（2） 期末手当 給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額とする。	（2） 期末手当 給料の月額、 <u>地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額</u> 並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額とする。
第6条・第7条（略）	第6条・第7条（略）